

M. Langelotti and D.W. Rathbone (eds.), *Village Institutions in Egypt in the Roman to Early Arab Periods*, Proceedings of the British Academy 231, Oxford University Press, 2020, Pp.208.

高橋 亮介

本書『ローマ期からアラブ初期までのエジプトの村落制度』は、二〇一四年に開催された学会「ローマ初期からファアティマ朝期までのエジプトの村落制度」での報告をもとにした論文集で、一〜八世紀、ローマ支配の開始からアラブ支配期初期までの村落の諸制度を取り扱う。第一章が序論であり、続く一〜の章で個別の制度が扱われる。本稿では各章の内容を必要に応じて評者のコメントを付しながら紹介し、最後に全般的な評価をするが、まず本書の概要を知るために目次を示す。

1. Introduction (M. Langelotti and D.W. Rathbone)
2. Police procedures and petitions in Roman Egypt: the role of village officials (R. Mascellari)
3. Private associations and village life in early Roman Egypt (M. Paganini)
4. Elders (*presbuteroi*) of the farmers and of the village in Roman Egypt: the cases of Bacchias and Karanis (S. Strassi)
5. The association of state farmers and its role in village administration in Roman Egypt (T. Kruse)

6. Record-offices in villages in Roman Egypt (M. Langelotti)
7. Village or town: Did it matter for making wills in Roman Egypt? (M. Nowak)
8. Private banks in villages of Roman Egypt (F. Lerouxel)
9. Festivals and celebrations in the countryside (A. Jördens)
10. Fiscal institution or local community? The village *koinon* in Late Antiquity (4th-8th centuries) (L. Berkes)
11. The monastery of Apa Apollo as landowner and employer (G. Schenke)
12. 'Great Men', churchmen, and the others: forms of authority in the villages of the Umayyad period (A. Papaconstantinou)

第一章「序論」では、第一節「なぜローマ期エジプトの村落制度なのか？」でまず村落制度が定義される。それは行政、宗教、社会あるいは経済な活動のために、村落共同体が有する、あるいは村落共同体内にある集団的組織 (collective organisation)、『そしてその活動のための施設・慣習・実践と定義される。そのうえで村落制度がなぜ研究の対象となりうるかが論じられる。伝統的に都市に注目してきたギリシア・ローマ史研究において、農村部の研究はアッティカのデモスやローマ帝国西部のウイクスやパグスといった政治組織に関心が集中していたが、考古学資料・碑文史料の利用が進み、豊富なパピルス史料が得られるエジプトも農村研究に貢献をなすことが期待できる。』というのもギリシア・ローマ期エジプトの社会・行政研究は村落に由来する史料を扱い、個別の村落についての研究もあるが、村落制度や村落共同体、さらにそれらの国家との関わりを論じる全般的な研究を欠いており、本書はその空白を埋めるための最初の試みとされる。

第二節「村落と制度」では、これらの二つの語の定義の難しさが指摘され、第三節「エジプトの村落制度：概観」では、各章の議論の紹介が、ローマ期からファースティマ朝期までのエジプト村落行政の発展についての編者の暫定的

な研究成果に組み込む形でなされる。それは史料の豊富なアルシノイテス・ノモス（ファイユーム）に焦点をあて、都市や国家に対して村落制度は独立していたのか、そして村落制度は共同体のアイデンティティをどのようになっているかという二つの問題を意識しながら述べられる。本節末のまとめによればその概要は以下のようなことになる（一五～一六頁）。紀元一世紀は村落共同体とその指導者がかなりの独立性と自信を有していた時期で、文書使用および経済・宗教活動が盛んで繁栄していた。指導者の力の源泉は財力というよりも役職にあり、村人からの訴えに耳を貸す上位の行政によって制限されていた。二世紀にも繁栄は続くが、村の役職を然るべき財産を持つ村落外の人物に委ねる義務的公共奉仕（レイトゥルギア）制度の導入により行政上の独立が制限されはじめる。三世紀に入ると二〇〇／一年にノモスの中心集落である州都（メトロポリス）に都市参事会が設けられ、参事会員が村の役職を務めるようになり、国家の介入がさらに強まる。その到達点が、参事会が国家に従属するようになるディオクレティアヌスの改革である。村落の経済的・宗教的な独立も二・三世紀に失われていくが、それは都市（州都）の発展、大規模土地私有の進展、納税の責任を個々の村落民ではなく集団に負わせるという変化によって生じた。四世紀以降は、大所領や修道院を別にすれば、財政上の責任を負う村落共同体（コイノン）を「偉大なる男たち *great men*」と呼ばれる新しい村落エリートが支配するようになる。彼らに力を与えたのはその経済力であり、国家は納税が滞りなくなされる限りは村落内部には関心を寄せなかった。コイノンは社会・文化的な役割を果たさず、キリスト教の教会が徐々に仲介者および貧者に対する救済とアイデンティティの拠り所となっていくとされる。

第二章「ローマ期エジプトの警察手続きと嘆願書・村役人の役割」では、窃盗、暴力、紛失といった事件・事故をノモスレベルの役人に訴える嘆願書の分析から、村落における警察業務を担った役人（便宜上、警官とする）がまず事件の報告を受け捜査を行い、事件の証人となったこと、ただし彼らの権限には限界があり、彼らにさらなる捜査をする権限を与えるために嘆願書が提出されたこと、嘆願書の作成は被害者ではなく警官がイニシアティブを取り、嘆願書の提出にも警官が関わっていた可能性を指摘する。さらに嘆願書に記される事件の状況がしばしば簡潔なのは現

場にいる警官がすでに知っていたためであり、被害者自身による捜査について報告されないことは捜査の権限は警官にのみあったことも併せて指摘される。このように村の警察活動において警官が果たした積極的な役割が強調される。自力救済とはまったく異なる姿を描き出す本章の議論は新鮮であるが、この議論が成り立つのであれば、村の警官による認知と行動がなければ、犯罪は表沙汰にならない可能性があり、警官の力は期待されるのは違った形で発揮されたことにもなる^①。史料から再構築される制度がどの程度運用されたかについては、史料的な裏付けを得ることは難しいにせよ、一定の留保も必要であろう。

第三章「ローマ初期エジプトにおける私的団体と村落生活」は、紀元一世紀（フラウイウス朝期）までの私的団体（Private association）の性格と役割を論じる。まず私的団体が、目的を持ち継続することを意図し、共同体としての認識を持ち自発的に作られ、成文または非成文の規定がある団体として定義される。そして人的交流の場であるだけでなく村の他の制度とともに共同体意識を育んだゆえに重要で、権力との接点を持つと指摘する。また団体の名称に基づいて「宗教団体」「職業団体」といったカテゴリー分けすることは団体の包括的な性質を見誤らせるとして注意を促す。このような全般的な性格を説明した上で、エジプトでは農民（皇帝領の耕作者を含む）、家畜飼育者の団体が多く、業務の円滑な遂行に寄与することが期待され、また神殿が社交および信仰の場として団体にとって重要であり、神殿内やその近くに活動場所を有していたことが指摘される。また団体は税の徴収によって行政機構との関わりを持ち、支配者にとっての有用性がローマ期における組合の発展を部分的にせよ説明するという。団体には異なる地位・出身地の人が加入し、複数の団体への加入も可能であったので交友関係を広げるとともに帰属意識を育むものであったともされる。このように経済・宗教・社会的な役割が団体にあったのである。妥当な結論であるが、ギリシア・ローマ世界の任意団体を包括的に研究しようとする「コペンハーゲン・アソシエーション・プロジェクト Copenhagen Associations Project」の一環として位置づけられる本章は、ローマ期エジプトの特性を明らかにするというよりも私的団体について言えそうなことをパピルス史料から裏付ける、あるいは言えそうなことに引きつけて史料を解釈するき

らいがあるように思われた。

第四章「ローマ期エジプトにおける耕作者および村の長老・パツキアスとカラニスの事例」は、公有地を耕作する義務を負った（あるいは権利を持った）農民である「国家の耕作者」(state farmers) を代表する「国家の耕作者の長老」と「村の長老」の一・二世紀における性格と役割を論じる。著者は両者がエジプトの伝統に基づく存在で、後六〇年頃に私有地をも扱うことになったために前者から後者へと名称が変化した同一の制度だと理解した先行研究を紹介し、⁽³⁾「村の長老」が義務的公共奉仕制度によって任命されるようになるのが二世紀であり、ローマ期の「村の長老」は公有地の管理・配分、納税に責任を持ち、さらに一世紀から二世紀のあいだに村落の行政も付随的に行うようになっていったという全般的な性格をまとめる。そののちアルシノイテス・ノモス北東部に位置する二つの村からの史料に長老が現れる事例を逐一紹介する。そして長老に課せられる役割と責任が増加していったため忌避されるようになり、強制的に就任が求められる職となったと結論づけるのである。ただすべての村の長老が義務的公共奉仕によって選ばれたかは不明だとし多様性があり得た可能性を示し、また主たる任務が公有地の管理と徴税であることから、公有地の多いアルシノイテス・ノモスにおいて重要性が高かったとしている。

第五章「ローマ期エジプトの国家の耕作者の団体と村落行政における役割」も「国家の耕作者」のローマ期における組織と役割の変化を問う。ただし第四章と同じ「耕作者の長老」と「村の長老」を扱いつつも、その結論は異なっている。著者によれば、プトレマイオス朝期には他の役人とともに村の代表として、外部の役人との交渉や灌漑システムと耕地の検査といった村の行政に関わっていた「国家の耕作者の長老」は、ローマ期には公有地の転貸や灌漑システムの耕作者による嘆願書の受付など国家の耕作者の管理や彼らに関わることに業務が限定されていた。また長老たちは私的団体と同じように「代表 ἑπολιτευοῦς」を持つこと（一世紀）、メンバーを自分たちで選出すること（三世紀）もあり、耕作者たちも長老とは異なる代表をアドホックに選び、柔軟に組織を変えられたとする。そして「国家の耕作者の長老」が「村の長老」に転化したという第四章で受け入れられた先行研究の理解に異を唱え、三世紀にも前者が知

られることから両者は併存した別個の制度と捉える。「国家の耕作者」は私的団体 (private association) の形態を取るのに対して、「村の長老」は義務的公共奉仕により任命され村の行政を担う存在であり、この制度の導入が「国家の耕作者の長老」の職域を狭めたとするのである。第四章との見解の相違を気にしてか、このような歴史的發展や二つの制度の関係の詳細は不明であるとし、第四章のような解釈も可能であるとの留保を最後につけている。

第六章「ローマ期エジプトの村落における文書館」は、前二世紀以降村落に置かれ、契約の登記および文書作成全般を担ったグラフィオンと呼ばれる施設に注目する。具体的には一世紀半ばにテプテュニス⁴のグラフィオンの運営者が残した文書群の分析から、この施設が独立共同体としての村落が機能するにあたりどのような影響をもたらしたのか、そしてどの程度村落に自治 (self-administration) をもたらしたのかを問う。まずグラフィオンについて、その運営権は入札され、特定の個人・家族が長期に渡り運営しえたこと、州都の文書館は村のグラフィオンの監督者ではないが売買された土地の情報を共有し連携していたこと、グラフィオンで作られた契約書の写しは州都とアレクサンドリアに、契約の記録簿は州都に送られたという基本的な事項を確認する。そして本章の目的のために、グラフィオンで作成された文書一覧から、①文書の種類、②数、③利用者とその素性を検討する。①文書の種類は、土地の貸借と金銭の貸借といった経済活動のための契約書が多く、団体の規約、宣誓、嘆願書もある。どの文書も法的効力を持ち、グラフィオンが村の主な活動について文書を作る唯一の場であり、グラフィオンが存在するがゆえに村は(半ば)独立したとされる。②グラフィオンは年間を通じて稼働し、月に平均五八 points の文書が作成された。③年間利用者は約一六〇〇人で、ほとんどが二〇歳から四〇歳までの男性である。村の総人口を五〇〇〇人とすると人口の三割、総家族の半数がグラフィオンを利用していたことになる。利用者は、多くの財を持つ神官や特権的な地位を持つギリシア系の住人もいるが、主に現金の借り手として現れるエジプト人名を持つものもあり、すべての社会階層に及んでいた。そして利用者は村の住民に限られなかった。このようにグラフィオンは、法的効力を持つ文書を作ろうとする人が最初に訪れる場所であり、村の経済活動の拠点であった。またその運営に費用と人員を要

するグラフィエオンは、その存在自体も村の貨幣経済を活性化させた。このように半ば独立した機関であるグラフィエオンは住民が文書作成のために移動する手間を省き、村の一定の自治を実現したというのが本章の結論である。なおグラフィエオンに対する統制は二世紀に検査体制が整ったことで強まり、さらなる統制が三世紀にグラフィエオンを消滅させるに至ったとされる。

第七章「村か街か。それはローマ期エジプトにおける遺言状作成で問題となったのか」は、村落と州都における実践の違いの有無を検討するために遺言状に注目し、村落の住民は州都住民と同様に遺言状を作成できたのか、そうならば村落住民は高いコストを支払ったのかを検討する。ローマ法に則った遺言状は、都市と退役兵が多く住んだ村落から見つかるが、これはローマ市民の証人、ラテン語と遺言状の書式を知る起草者、さらに相続税の支払いのためにもノモスの行政長官であるストラテゴスの立ち会いのもとで遺言状が開封される必要があったためである。同様に非ローマ市民が用いたギリシア語の遺言状 (*diathēnē*) も州都で見つかる傾向がある。この状況について、村落では元来エジプトの法慣習の伝統になかった遺言状ではなく死後贈与や結婚契約による伝統的な遺産の分配が好まれたと解釈する先行研究を、ローマ期エジプトにおいてギリシアとエジプトを二項対立的に捉えることは不適切だと批判し、遺言状は州都に置かれたアグラメイオンという施設で作成され、やはり遺言状の開封には州都の役人の立ち会いが必要だったためだと主張する。このように村落住民が遺言状を作成することは禁じられてはいなかったものの、それは大きな障害があったと結論づけるのである。

第八章「ローマ期エジプトの村落における私営銀行」は、銀行家に関する碑文を用いた先行研究がローマ世界の私営銀行について得た知見、すなわち私営銀行は大都市にあり、職人や商人たちが利用していたという見解を、パピルス史料から知られる私営銀行の事例を提示することで批判する。帝政期のエジプトの私営銀行に関する史料のほとんどが顧客の求めに応じて銀行が作った支払い文書 (*diapapiri*) である。その分布から、やはり私営銀行は基本的に都市にあったことが明らかになるが、三つのノモスの五つの村落に私営銀行が確認でき、その活動内容は都市のそれと

変わらない。所在や規模が不明な村落（コプティテス・ノモスのパパ）もあるが、情報が得られる村落は規模が大きく、州都から離れており、隣接するノモスに近い（ヘルモポリテス・ノモスのクッサイとタル）か交易の拠点（アルシノイテス・ノモスのディオニュシアスとカラニス）である。そして銀行の利用者は商工業者に限られず、近隣の村落の住人や銀行が置かれた場所の近くに土地を持つ都市住民もいた。著者も指摘するように、エジプトは人口密度が他の帝国諸地域に比して高く、大規模村落は数千人の人口を誇るものがある。行政上の区分で村落とされても、事実上都市とみなしうるような規模を持っていれば、そこにおける私営銀行の存在は驚くべきことではない。むしろ他地域であれば都市となったであろう集落がエジプトでは村落にとどまっていたことに注意を向けるべきであろう。

第九章「農村部の祝祭と祝典」は、祝祭に焦点を当て、誰が祭の計画と実行に主体性を発揮したか、祭から村落共同体の自己イメージと一体性についていかなる意味を引き出せるかを問う。ローマ期より前の祭は神々または支配者を祀るもので、神殿と神官によって組織された。それは活気に溢れ、数多く挙行され、多くの参加者を集め、人々に広く訴えかけるものであった。一方、ローマ期に入って状況を変化させたのは団体 (association) の祭への関与であり、祭に参加する演奏者やダンサーを手配するようになる。祝祭は神殿・神官だけでなく、こうした団体によっても担われていくのであるが、男性のみから構成され、閉鎖的な会合を開くという団体が元来持っていた特徴は祭の場では維持されず、女性を含めた広い参加者を得たと考えられる。さらに三・四世紀の上エジプトのヘルモンティスの事例からは団体だけでなく大土地所有者による援助も知られ、小アジアの村落の祭と似た状況から生じていたとされる。また著者はローマ期のソクノパイウ・ネソス村の史料から、この村では年の半分近くが祭の開催日で、神託に関する史料から村外から多くの人々が訪れていたことを指摘する。そして本章の最後に暫定的なものとして三つの論点を挙げる。第一に皇帝礼拝は、伝統的な神殿ではなく団体が積極的にを行い、一種の役割分担ができていた可能性がある。第二に行列、音楽、踊り、飲酒、犠牲についてはよく言及されるものの、運動競技あるいは詩作の競争はほとんどなく村の祭文化は多様であった。第三に二三〇年頃に起こったソクノパイウ・ネソス村の放棄に関して新解釈が提示で

きる。すなわち二世紀後半のアントニヌス疫病による人口減少はそれだけでは村落放棄の理由にはならず、疫病の流行により人の移動を伴う祭の開催が中止されたか、神官たちの死により以前と同じ規模で祭を開催できなくなったため、祭を「主産業」としていたソクノパイウ・ネソスが衰退した可能性が、都市型宗教の隆盛や人々の宗教意識の変化というこれまでの説に加えて、提示されるのである。

第一〇章から第一二章は、四世紀以降の古代末期・イスラーム期に充てられる。第一〇章「財政制度か地方共同体か。古代末期（四〜八世紀）における村のコイノン」では、納税責任を負わせるという財政上の目的で複数の村落をまとめて作られた人工的な共同体コイノンが、村落エリートとの共通の利害関係を表明するために用いられたことが論じられる。コイノンの構成をもっともよく示す七・八世紀の史料からは「偉大な男たち」と呼ばれる村の名士たちが共同体を構成し、任期一年定数二名の「長」がリーダーとなり、その業務を「下級の長」の集団が補佐した。さらに帳簿管理などを担う「村書記」と外部の高位役人に任命される「村の助役」が加わっていた。コイノンは三世紀末から四世紀初めにかけて作られたが、かつてから存在していた共同での納税責任を制度化したもので、コイノンに言及する史料は土地管理および税の徴収と納付に関する文書である。コイノンの構成員の名前が分かる文書には聖職者も含まれ、財政上の責任者というだけでなく、村落エリートの集団という意味合いがあったことを示唆する。そして古代末期の村落が国家からの強い要請を受け厳しい状況にあつたとする通説に対し、少数の村落エリートが力を持ち、繁栄していた村落像を提示する最近の研究を紹介し、財政上の必要から作られた組織が、その構成員の利益を表明することに矛盾はないとする。ただ村の税負担を差配することによって力を持ったコイノン構成員⇨村落エリートの力は無制限なものではなく、不当に扱われた貧者はキリスト教聖人を含むパトロンに助けを求めた。そしてアラブ期になり、新たな支配者の代理人が村に現れるようになるとその力を失っていったとする。

第一章「土地所有者および雇用人としてのアパ・アポロ修道院」は、中エジプトのバウイトに位置し標準的な村落に匹敵する面積を持ち七・八世紀に栄えたアパ・アポロ修道院を紹介し、広域に及ぶ地片を獲得したこの修道院が

大地主のように周囲の農民に土地を賃貸し利益を追求していたことが示される。だが、オクシユリコンコスのアピオン家所領と比べると外部の人間に管理とその責任を委ねず、修道院内部の人間が携わることで不在地主化せず、修道院の土地賃貸により土地を持たない村人に生計を立てる手段と「聖なる修道共同体」に加わる機会を与えたとする。小作人の救済と宗教への関与についてはキリスト教の施設であることを意識してなされたのだろうか、紹介される史料から十分に説明されていないように感じた。

第一二章「偉大な男たち」、教会人たち、残りの者…ウマイヤ朝期の村落における権威の形態」は、六五〇～八〇〇年頃のエジプト社会において、キリスト教宗教共同体が重要であり、キリスト教聖職者が新しい支配者との交渉をしていたというイメージを、九世紀以降に作られたか手が加えられた叙述史料の偏向に基づいているものとし、第一〇章でも取り上げられた村落エリート的重要性を評価する。イスラーム支配以前は、キリスト教聖職者は合法的な力を持つわけではないが権威を持ち共同体の指導者たりえたが、イスラーム支配下での共同体を代表するのは世俗の村落エリートたる「偉大な男たち」である（ただし、その中に聖職者が含まれることもある）。彼らは納税責任を負うため支配者に追求を受ける可能性があったが、共同体内部では大きな力を持った。さらに彼らは法の知識を有し文書作成（ただし識字能力に欠ける者もいた）を担い、債権者として共同体内の社会経済的な地位を高めた。そして教会人の権威は村落エリートの不正を抑えるために発揮されたとされる。最後に教会が地域社会における重要な存在となるのは、アラブ人支配者が農村部に入っていくことで既存の村落エリートの力が失われてからだという見通しを示している。編者が指摘するように（二五頁）、第一〇章は村落エリートの力の源泉を税負担の配分に見るが、本章では共同体内部での他の活動、とりわけ債権者としての立場に求めている点に違いが見られる。しかし第一〇章の議論を否定するものではなく補い合っている。

以上、本書の内容を紹介してきた。本書の価値は編者が序論で触れるようにエジプトの村落の諸制度について第一

線で取り組む著者が自らの研究を簡潔に、(ローマ期エジプトについて一定の知識を持つ読者に対しては) 分かりやすく示している点にある。いくつかの章の著者は、本書の出版の端緒となった学会の後に関連するテーマで書籍を出版しており、⁽⁵⁾ こうした研究の簡便な概要、あるいはその成果の一部を示す機会にもなっている。

ローマの支配は厳格な身分制度の導入、都市と村落の明確な区分、土地および税制度の改変を行い、時代とともに村落の自立性と村落で活動する役人・制度の自由度を減じようとする改革が実施され、村落が都市(州都)に従属していくという巨視的な見取り図が示されており、いわゆる「都市化」という現象を村落の側から捉えている点も興味深い。とりわけ村落のあり方の変化を画期を一世紀と二世紀の間に見出している点は注目される。ローマのエジプト支配による諸制度の変革、とりわけ地方都市に関しては、支配開始初期に重要な変化を被ったとみなす見解と、支配の最初の一〇〇年ほどは古い制度が存続し変化は比較的緩慢であるという見解が示されている。⁽⁶⁾ 一世紀の史料の少なさという問題もあり、総合的な理解に到達するのは困難であるが、本書により村落の視点から論点が提示されたことは喜ばしい。

またローマの支配開始時点の状況は先行するプトレマイオス朝の支配の帰結であり、プトレマイオス朝末期の村落は比較的自立していたことになる。そうであるならば、しばしば厳格な官僚制により強い支配と統制を及ぼしたと言われるプトレマイオス朝の支配が弛緩した結果であるのか、そもそもプトレマイオス朝の支配は、(少なくとも二世紀以降のローマの支配と比べて)それほど厳格なものでなかったということになる。評者は後者の見方に傾いているが、本書が提示した見取り図はエジプト史の他の時代の状況を考える際のヒントにもなるのである。

最後に、それぞれの制度に注目する各章は、同一の史料や村落を取り上げることもあるが、その構成ゆえに、一つの場所に注目して、複数の制度・機関がいかに関わり合っていたのが論じられることは少ない。序章では個別の村落に注目した個別研究はあるとして、いくつかの先行研究が挙げられるが、当然ながらそれらは史料の制約をうけて複数の制度の働きと関係を描くことができない。特定の村落から村落諸制度の働きを総合的に見ることができ

れば望ましいが、現在の史料残存状況では望蜀であるように思われる。⁽⁷⁾

注

- (1) 警察力を持ちながら、その力を濫用する村の長老の例については、第四章で紹介される嘆願書から知られる(七六頁)。ここでは長老の妻による強盗と、翌日長老自身が被害者女性の家を訪れ、彼女の夫を探すという名目で立ち入り、宝石を奪ったとされる。
- (2) <https://copenhagengnassociations.saxo.ku.dk>
- (3) A. Tomsin, 'Étude sur les rpeçpôrepor des villages de la chôpa égyptienne', *Bulletin de l'Académie royale de Belgique* 38, 1952, 95-130, 467-532.
- (4) この文書群については拙稿「テプテュニスグラフィオン」『神は細部に宿り給う』南窓社、二〇〇八年、八九〜一〇六頁でも紹介している。
- (5) M. Langelotti, *Village Life in Roman Egypt: Tebtunis in the First Century AD*, Oxford, 2021; M. Nowak, *Wills in the Roman Empire: A Documentary Approach*, *Journal of Juristic Papyrology Supplement* 23, 2015; F. Lerouxes, *Le Marché du crédit dans le monde romain (Égypte et Campanie)*, Rome, 2016; L. Berkes, *Dorfverwaltung und Dorfgemeinschaft in Ägypten von Diokletian zu den Abbasiden*, Wiesbaden, 2017.
- (6) 前者は A.K. Bowman and D.W. Rathbone, 'Cities and Administration in Roman Egypt', *Journal of Roman Studies* 82, 1992, 107-127. 後者は L. Capponi, *Augustan Egypt: The Creation of a Roman Province*, London/New York, 2005.
- (7) 本稿は JSPS 科研費 20K0918 および 2021 年度東京大学若手研究力強化派遣による研究成果の一部である。